

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月11日

【発行者の名称】 インドネシア国営電力公社  
(Perusahaan Perseroan (Persero) PT Perusahaan Listrik Negara)

【代表者の役職氏名】 財務担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント  
スリスティヨ・ピアントロ  
(Sulistyo Biantoro, Executive Vice President of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山下 淳  
弁護士 及川 界  
弁護士 町田 雄輝

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 山下 淳  
弁護士 及川 界  
弁護士 町田 雄輝

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月26日付で提出した有価証券届出書（2019年9月6日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、第一部 証券情報に記載した、第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）の募集を取り止めることとなりましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

- 第1 募集債券に関する基本事項
- 2 募集要項
- 3 利息支払の方法
- 4 償還の方法

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

#### <訂正前>

注：本「第1 募集債券に関する基本事項」には、インドネシア国営電力公社（以下「発行者」、「当公社」又は「PLN」という。）が発行する第1回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第1回円貨債券」という。）、第2回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第2回円貨債券」という。）、第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第3回円貨債券」という。）及び第4回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第4回円貨債券」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、又は別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨債券>、<第2回円貨債券>、<第3回円貨債券>及び<第4回円貨債券>の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」及び「財務代理人」という用語は、それぞれの回号に係る用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。

（中 略）

本書に記載されているとおり、発行者は、4本建てで債券を発行する予定であるが、債券の需要状況を勘案したうえで、その一本又は複数本について、本書の効力発生の当日までの間に募集を取り止める可能性がある。

（中 略）

## 2 募集要項

#### <第1回円貨債券>

（中 略）

#### <第2回円貨債券>

（中 略）

#### <第3回円貨債券>

債券の名称	第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）		
記名・無記名の別	該当なし（注1）	券面総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）（注2）	利率	年（未定）% （年0.45%～1.15%を 仮条件とする。）（注3）
償還期限	2026年9月18日（注4）	申込期間	2019年9月12日（注5）

申込証拠金	なし	払込期日	2019年9月20日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店		

< 第4回円貨債券 >

(中略)

### 引受けの契約の内容

本債券の発行及び募集に関する元引受契約を締結する金融商品取引業者(以下「共同主幹事会社」と総称する。)は、以下のとおりである。

< 第1回円貨債券 >

(中略)

< 第2回円貨債券 >

(中略)

< 第3回円貨債券 >

会社名	住所	引受金額 (百万円)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目9番1号	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000(予定)

< 第4回円貨債券 >

(中略)

### 3 利息支払の方法

< 第 1 回円貨債券 >

（中 略）

< 第 2 回円貨債券 >

（中 略）

< 第 3 回円貨債券 >

本債券は2019年9月21日（当日を含む。）から利息を付し、かかる利息は、2020年3月20日を初回として、毎年3月20日及び9月20日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を後払いで支払う。ただし、最終の利息は、2026年3月21日（当日を含む。）から2026年9月18日（当日を含む。）までの期間について2026年9月18日に支払う。本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

< 第 4 回円貨債券 >

（中 略）

#### 4 償還の方法

（1）満期償還

< 第 1 回円貨債券 >

（中 略）

< 第 2 回円貨債券 >

（中 略）

< 第 3 回円貨債券 >

本債券は、それまでに本「4 償還の方法」の（2）乃至（4）に規定される通りに償還され又は買入消却されない限り、2026年9月18日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

< 第 4 回円貨債券 >

（後 略）

< 訂正後 >

注： 本「第 1 募集債券に関する基本事項」には、インドネシア国営電力公社（以下「発行者」、「当公社」又は「PLN」という。）が発行する第 1 回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第 1 回円貨債券」という。）、第 2 回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第 2 回円貨債券」という。）及び第 4 回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）（以下「第 4 回円貨債券」という。）

についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、又は別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第1回円貨債券＞、＜第2回円貨債券＞及び＜第4回円貨債券＞の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」及び「財務代理人」という用語は、それぞれの回号に係る用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。

（中略）

本書に記載されているとおり、発行者は、以下の債券を発行する。

（注）＜第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）＞の募集は取り止めております。

（中略）

## 2 募集要項

<第1回円貨債券>

（中略）

<第2回円貨債券>

（中略）

（注）＜第3回インドネシア国営電力公社円貨債券（2019）＞に関する情報を全文削除しております。

<第4回円貨債券>

（中略）

### 引受けの契約の内容

本債券の発行及び募集に関する元引受契約を締結する金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は、以下のとおりである。

<第1回円貨債券>

（中略）

<第2回円貨債券>

（中略）

(注) <第3回インドネシア国営電力公社円貨債券(2019)>に関する情報を全文削除しております。

<第4回円貨債券>

(中略)

### 3 利息支払の方法

<第1回円貨債券>

(中略)

<第2回円貨債券>

(中略)

(注) <第3回インドネシア国営電力公社円貨債券(2019)>に関する情報を全文削除しております。

<第4回円貨債券>

(中略)

### 4 償還の方法

(1) 満期償還

<第1回円貨債券>

(中略)

<第2回円貨債券>

(中略)

(注) <第3回インドネシア国営電力公社円貨債券(2019)>に関する情報を全文削除しております。

<第4回円貨債券>

(後略)